

平成30年第2回臨時会

長野原町議会会議録

平成30年 5月9日 開会

平成30年 5月9日 閉会

長野原町議会

平成30年5月第2回長野原町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (5月9日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸報告	6
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○閉会の宣告	38
○署名議員	39

長野原町告示第87号

平成30年5月第2回長野原町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年4月26日

長野原町長 萩原睦男

1 招集期日 平成30年5月9日

2 招集場所 長野原町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（長野原町税条例の一部を改正する条例制定について）
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）
- (3) 長野原町副町長の選任同意について
- (4) 長野原町ダム担当副町長の選任同意について
- (5) 長野原町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例制定について
- (6) 長野原町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- (7) 平成30年度長野原町一般会計補正予算（第1号）について
- (8) 工事委託契約の締結について（町道遠西萩の平線長栄橋架替工事）
- (9) 業務委託契約の締結について（町営横壁土地改良事業に伴う埋蔵文化財発掘調査）

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	篠原	茂君	2番	富澤	重男君
3番	入澤	信夫君	4番	浅井	進君
5番	入澤	勝彦君	6番	黒岩	巧君
7番	浅沼	克行君	8番	牧山	明君
9番	大羽賀	進君	10番	豊田	銀五郎君

不応招議員（なし）

第 2 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成30年5月第2回長野原町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成30年5月9日(水曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(長野原町税条例の一部を改正する条例制定について)
- 第 5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について)
- 第 6 同意第1号 長野原町副町長の選任同意について
- 第 7 同意第2号 長野原町ダム担当副町長の選任同意について
- 第 8 議案第1号 長野原町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第2号 長野原町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第3号 平成30年度長野原町一般会計補正予算(第1号)について
- 第11 議案第4号 工事委託契約の締結について(町道遠西荻の平線長栄橋架替工事)
- 第12 議案第5号 業務委託契約の締結について(町営横壁土地改良事業に伴う埋蔵文化財発掘調査)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	篠原茂君	2番	富澤重男君
3番	入澤信夫君	4番	浅井進君
5番	入澤勝彦君	6番	黒岩巧君
7番	浅沼克行君	8番	牧山明君
9番	大羽賀進君	10番	豊田銀五郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原睦男君	副町長	市村敏君
ダム担当副町長	佐藤修二郎君	教育長	市村隆宏君
総務課長	唐沢健志君	町民生活課長	野口純一君
税務課長	矢野今朝治君	出納室長	松本こづ江君
建設課長	唐澤正人君	ダム対策課長	篠原博信君
上下水道課長	櫻井雅和君	教育課長	佐藤忍君
産業課長	野口芳夫君	企画政策課長	中村剛君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信利	書記	平林佑樹
------	------	----	------

開会 午前10時25分

◎開会の宣告

○議長（浅沼克行君） それでは、本会議を始めます。ただいまの出席議員は10名であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成30年5月第2回長野原町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（浅沼克行君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（浅沼克行君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（浅沼克行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において5番、入澤勝彦君、6番、黒岩巧君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（浅沼克行君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。会期は、去る4月26日開催の議会運営委員会において協議の結果、本日1

日を予定したところでございます。会期は本日1日とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

なお、会期日程表は、配付のとおりでありますので、参考にしていただきたいと思ひます。

◎諸報告

○議長（浅沼克行君） 日程第3、諸報告は議会運営委員会、例月出納検査、議会活動等の報告であります。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

委員長、大羽賀進君。

〔議会運営委員長 大羽賀 進君 登壇〕

○議会運営委員長（大羽賀 進君） 議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、下記事項について協議したので報告をいたします。

記

1. 委員会開催日時 平成30年4月26日木曜日午後2時30分より

2. 出席者 ごらんいただきたいと思ひます。

3. 協議事項

(1) 全員協議会について

次第書のとおり了承した。（開催日5月9日（水）本会議前）

(2) 5月議会臨時会の日程について

5月9日（水）午前10時開会、会期1日とした。

(3) 会期日程表及び議事日程について

会期日程表及び議事日程のとおり了承した。

(4) 提出案件について

提案のとおり了承した。

返していただきたいと思ひます。

(5) 議会活動報告について

報告書のとおり了承した。

(6) その他

1) 当面の行事予定等について

予定表のとおり了承した。

2) 平成30年6月第2回議会定例会の開催について

・議会運営委員会 平成30年6月4日(月)午前10時開催とした。

・6月議会定例会 初日6月15日(金)、2日目6月22日(金)、予備日6月29日(金)開会予定とした。

3) 役場新庁舎建設工事及びハッ場ダム本体工事現場視察について

5月臨時会終了後、視察することとした。

4) 吾妻郡町村議会議長会親善チャリティーゴルフ大会について

日時 平成30年5月16日(水)午前9時より

会場 伊香保ゴルフ倶楽部 岡崎城コース

参加協力することです承した。

5) 嬭恋村議会・長野原町議会合同懇談会について

日時 平成30年5月25日(金)午後3時半

会場は、ヴィラ北軽井沢エルウィングで実施することです承した。

4. 閉 会 (午後3時10分)

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長(浅沼克行君) 議会運営委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたらお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浅沼克行君) 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(浅沼克行君) 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終結します。

次に、例月出納検査の報告でございますが、配付のとおり監査委員より報告書の提出がありましたので、ごらんいただければと思います。

最後に、議会活動報告、行事予定表については、配付のとおり了承いただきたいと思います。

す。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長野原町税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 承認第1号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行となるため、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正点は、地方税法の条項の改正に伴い、本条例の対応条項を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（矢野今朝治君） 承認第1号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分についてご説明申し上げます。

町長の説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、翌日4月1日から施行となりました。

関連いたしまして、本町の税条例も一部を改正する必要が生じましたので、専決処分にて対応させていただきまして、公布をいたしました。

今回の法律改正につきましては、国におきまして、現在の経済情勢等を踏まえ、地方創生推進の基盤となる地方の税財源を確保することなどの観点から、地方税法等の改正を行いま

した。主なものとしまして、個人住民税と法人の課税等の見直しを行うこと、固定資産税の平成30年度評価替えに伴いまして、現行の土地に係る固定資産税の負担調整措置等を継続すること、これらの改正に関連しまして、本町の税条例の一部改正が必要となりました。

お手元の承認書2枚目が専決処分書、3枚目1ページから5枚目の5ページまでが、改正文でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にて説明をさせていただきます。

6枚目をごらんください。ここから全22ページございます。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。向かって左側が現行、右側が改正後でございます。また、改正の箇所につきましては、下線をつけてございます。

まず、第20条では、地方税法の改正に伴いまして、本条例第48条と第52条の改正に伴い、項ずれが生じますので、該当箇所を改正いたします。また、法改正に合わせまして、文言が改正となります。

同じく第24条と第31条の第2項につきましても、法改正に伴う文言の改正でございます。

返していただきまして、2ページ、36条の2第2項では、法改正に伴う文言の改正と地方税法施行規則第2条の項ずれの改正を行い、また、第4項から3ページの第8項までにつきましては、法改正に伴う文言の改正でございます。

3ページ下段の第47条の3、こちらにつきましては、法改正に伴う文言の改正でございます。

続きまして、47条の5、4ページでございます。第1項では法改正に伴う文言の改正を行い、第3項、下段でございますが、こちらにつきましては、法改正に伴いまして、年金所得に係る仮特別徴収を行う際の特別徴収義務者を特定する規定の追加でございます。

5ページから7ページ中段までにかけてまして、第48条、こちらにつきましては、法改正に伴いまして、法人の町民税の申告納付の規定に、内国法人、こちらは法の施行地に本店もしくは主たる事務所または事業所を有する法人のことでございますが、こちらにつきましては、外国の関係会社を所有しており、租税特別措置法の適用を受ける場合、課税の特例がございます、こちらの規定を追加いたしまして、税の二重課税の調整を行う改正でございます。

具体的には、第2項から第7項までを2項ずつ繰り下げまして、新たに第2項、第3項が追加となります。また、改正後の第4項から第9項につきましては、条文中の対応する条項の項ずれの改正でございます。

続きまして、7ページ下段の第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の

規定では、国税における利子税の計算期間の見直しに伴いまして、申告した後に更正等が生じた場合、延滞金の計算期間の一部を控除する規定が追加となります。具体的には、第2項を第4項に繰り下げまして、新たに8ページでございますが、第2項と第3項、また、9ページの第5項、それから10ページの第6項、こちらを追加する改正でございます。

次に、附則の改正でございますが、10ページ中段の第3条の2第1項と、11ページの第2項、また、その次の第4条の第1項では、本条例の48条、それから52条の法人町民税の改正に伴いまして、対応する条項の項ずれと法改正に伴います文言の改正でございます。

次に、12ページをごらんいただきたいと思います。中段の第10条の2、固定資産税のわがまち特例の規定でございますが、地方税法附則の改正に伴いまして、第3項の土壤汚染対策法の施設の規定を削除いたしました。

次に、第4項から第7項までを各1項ずつ繰り上げをいたしまして、改正後の第3項、こちら下水道法の除外施設の規定でございます。それから第21項、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービスつきの高齢者向け貸家住宅、こちらの規定につきましては、法改正に伴います対応する条項の項ずれ改正でございます。

次に、同じく12ページ下段からの第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受ける際の申告の規定でございますが、地方税法施行令と地方税法施行規則の改正に伴いまして、13ページの第3項から16ページ中段の第11項第5号まで、こちらは対応する各条項の項ずれを改正するものでございます。

また、16ページの第12項、改修実演芸術公演施設、こちらの劇場や音楽堂等になりますが、こちらで高齢者や障害者等の利便性等向上の改修を行った施設に対する減額の規定でございます。こちらを追加する改正でございます。

次に、17ページ中段の第11条、土地に対する固定資産税の特例の規定では、平成29年度までの制度を平成30年度から平成32年度まで継続させるため、見出しの年度の改正と、法改正に伴います文言の改正を行いまして、第11条の2、土地の価格の特例の規定では、同じく平成32年度まで制度を継続させるため、見出しと第1項、それから返していただきまして、18ページの第2項中の年度をそれぞれ3年間延長する改正でございます。

次に、18ページ下段からの12条、宅地等に対して課する固定資産税の特例の規定では、法改正に伴いまして、宅地等に係ります調整の特例を3年間延長する改正でございます。

また、19ページの第4項、本文中にあります当該課税標準額を前年度分の固定資産税の課税標準額に改めるものでございます。

次に、返していただきまして、20ページ下段になりますが、第13条、農地に対して課する固定資産税の特例と、21ページの第15条、特別土地保有税の課税の特例につきましては、法改正に伴いまして、特例を3年間延長する改正でございます。

続きまして、本承認書の5枚目の、5分の5ページに戻っていただきたいと思っております。こちらが一部改正条例の附則でございます。

第1条、施行期日は平成30年4月1日から施行でございます。

第2条で、町民税に関する経過措置を規定しておりますが、改正により追加された条例の第52条各項の適用についての規定でございます。

次に、第3条、固定資産税に関する経過措置では、第1項にて、平成29年度分につきましては、これまでの規定を適用する旨を規定いたしまして、第2項でございますが、旧法附則第15条の8第2項に規定する旧農地の固定資産税につきましては、これまでの規定により課税されることの規定でございます。

なお、今回の改正によりまして、町民の皆さんに与える影響等は特段ございませんが、法改正に伴います税条例の該当箇所の改正ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 冒頭で、国の地方の税収に対して安定させるとかということを目的に今回の改正が行われたということで、それから町民にはほとんど影響がないということなんですが、税を徴収する町側として、今回の改正で税収がどういうふうになるのか、ふえるのか、あるいは課税の範囲が広がるのかとか、そういう点ではどういう違いが出るのか。

それから、ここに二重課税の調整というのがあって、内国法人とか外国法人とかがあるんですけども、これについてもうちちょっと詳しく、どういうものなのかというのを説明をお願いしたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 税務課長。

○税務課長（矢野今朝治君） 牧山議員さんのご質問にお答えします。

まず、第1点目の、町の税収についてへの影響という部分だと思いますが、今回、固定資産税の評価替えについて、結構、国のほうでも危機感を持っていただいております。やはり全国的に見ると、土地の種類の中で商業地という部分が、大都市のほうで地価が上がっているそうです。ただ、地方では余り上がりの幅が大きくないので、そこを一律に適用してしま

うと、やはり地方の負担がふえてしまうということがある状況ですので、そちらを平準化というか、負担を余り大きくしないように、いきなり負担が上がらないように、今回この改正を行いまして、今までの制度、減額の制度を継続させると、そのようなふうに国のほうからは通達が出ております。

町のほうの影響ということで、評価替えということになりますので、これから地価等は調査となりますので、その辺に基づきまして、また、固定資産税評価委員さん等も踏まえまして、検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、現時点では影響を全部把握しておりませんので、よろしくお願いいたします。

それから、2点目の二重徴収の部分ですが、外国、具体的に言いますと、日本で営業している会社さんが、外国の事業をやっている場合に、国税の中で租税特別措置法で認められた場合に、その分の所得を法人税の計算をするところから抜いていいという規定があるそうなんです。そちらを今回のこの改正の中で……、失礼します、48条ですね、税条例の48条の中に第2項、第3項を追加しまして、そういった規定を追加することになります。ですので、日本に本店または事業所等を持っている法人の方が、外国での事業をやっている場合の規定でございまして、国税のほうでは別途課税をされているようですので、それを町のほうの法人税では追加しないというような規定になってくるかと思っておりますので、二重課税をしない規定というふうに申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 説明はよくわかって理解したんですが、そうすると本来の、今までであったらば、例えば長野原町の税条例の適用で課税ができたんだけど、それは控除することになって、国税のほうで取るということなんですが、その部分については国から何らかの措置がされるのか。もし、それがされないとすると、前より減ってしまうということになってしまうので、本来の国の言っていることと違うのかなというふうに思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（浅沼克行君） 税務課長。

○税務課長（矢野今朝治君） すみません。ちょっと資料がございませんので、後ほど確認をさせていただきますまして、回答させていただくということでよろしいでしょうか。

○議長（浅沼克行君） いいですか。8番議員。

○8番（牧山 明君） はい。

○議長（浅沼克行君） ほかには。

5番、入澤勝彦君。

○5番（入澤勝彦君） ちょっとこの文言の関係なんですけれども、新旧対照表の4ページの下段のところで、43条の特別徴収義務者の説明があるんですけれども、このアンダーラインが引いてあるところの、かぎ括弧の中の「の特別徴収義務者」とあるんですが、その「の」の前に何か文言がつくんでしょうか。それとも「の」は要らないんでしょうか。ちょっとここわからないんですけれども。

ちょっと質問の内容がわからなかったですか。「の」が、例えば特別徴収義務者の何か前に文言がつくか、もしつかないんだとすれば、ちょっとここは意味がわからなくなる。

○議長（浅沼克行君） 税務課長。

○税務課長（矢野今朝治君） 入澤議員さんのご質問にお答えします。

4ページの下線のあります改正後のほうの、まず一番最初のほうですかね、第3項のところで、「の特別徴収義務者」、これは1枚返していただきまして、47条の3、3ページでございまして、第47条の3の2行目に「の特別徴収義務者」の部分になります。こちらの「特別徴収義務者」の後ろに、「と」ですので、「とあるのは」ですので、ここを「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。））」というふうになってきますので、3ページの第47条の3の、ちょっと読ませていただきますが、「前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額」、これの後ろに括弧の「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。））」に変わるという、そういう、読みかえるという改正でございまして。

○議長（浅沼克行君） 5番議員、いいですか。

○5番（入澤勝彦君） 「の」が入っているけれど、この前のあれじゃないですかね。47条の3の「特別徴収税額」というのが入らなくては意味がちょっと通じていないような気がするんですけども。いいんですかね、これで。

○議長（浅沼克行君） 税務課長。

○税務課長（矢野今朝治君） ちょっと説明が言い足りなかった部分がございます。

厳密には、この3ページの2行目、「の特別徴収義務者」の前に、4ページの「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。））」が追加されるという改正でございまして。同じ「の特別徴収義務者」を1回消して、足すような改正になってしまいましたので、ちょっとわかりづらいんですが、3ページの「の特別徴収義務者」というのは、そのまま生きるというふうにお考えいただければと思います。よろしく申し上げます。

〔「じゃ、特別徴収税額というのは生きていますね、文言は」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 税務課長。

○税務課長（矢野今朝治君） 「特別徴収義務者」は生きてございます。

○議長（浅沼克行君） その前の。

〔発言する者あり〕

○税務課長（矢野今朝治君） 失礼しました。

3ページの「特別徴収税額」はそのまま使われております。よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

○5番（入澤勝彦君） はい、いいです。

○議長（浅沼克行君） ほかに。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） それでは、質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 承認第2号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行となるため、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正点は、基礎課税額にかかわる課税限度額と国民健康保険税の減額基準の額を引き上げるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（矢野今朝治君） 承認第2号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてご説明いたします。

町長の説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されまして、翌4月1日から施行となっております。

関連しまして、本町国民健康保険税条例も一部改正をする必要が生じたので、専決処分にて対応をさせていただき、公布をいたしました。

概要といたしまして、まず、地方税法等の一部改正によりまして基礎課税額の課税限度額を引き上げる改正、2点目としまして、国民健康保険税の減額の基準について5割軽減と2割軽減の対象となる所得算定の際、被保険者人数に乘じる金額を引き上げる改正、3点目は、国民健康保険税の申告の際に、本人確認の方法を改正するものでございます。

2枚目が専決処分書、3枚目が改正文でございます。

改正の内容につきましては、4枚目の新旧対照表にて説明させていただきます。

1ページをごらんください。左側が現行、右側が改正後でございます。また、改正箇所には下線をつけております。

まず、第2条第2項では、基礎課税額の課税限度額54万円を58万円に引き上げる改正でございます。

次に、第23条では、国民健康保険税の減額の規定の改正でございまして、低所得者に係る保険税の軽減の拡充を図るため、軽減対象となる世帯の軽減判定所得について見直す改正で

ございます。

まず、第1項では、基礎課税額の課税限度額54万円を58万円に引き上げる改正を行い、第2号の5割軽減世帯では、軽減判定所得の計算をする際、世帯員1人につき加算する金額を27万円から27万5,000円に引き上げる改正でございます。

次に、2ページの下段から3ページ上段の第3号2割軽減世帯では、1人につき加算する金額49万円を50万円に引き上げる改正でございます。

なお、この改正によりまして、軽減対象となる世帯の所得額が上がりますので、結果として軽減対象の世帯が拡充されることとなります。

次に、3ページの第24条の2、特例対象被保険者等に係る申告の規定では、これまで本人確認の際、雇用保険受給資格者証の提示を義務づけておりましたが、マイナンバーによる本人確認が可能な場合には、提示は不要となるということで、手続が簡略されることとなります。こちらの改正でございます。

続きまして、3枚目の改正文に戻っていただきたいと思っております。

今回の一部改正に伴います附則でございますが、第1項では、施行期日を平成30年4月1日といたしました。

また、第2項では、改正後の条例は平成30年度以降の国民健康保険税に適用することを規定してございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。承認第2号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第6、同意第1号 長野原町副町長の選任同意についてを議題とします。

当事者が議場におりますので、退場を求めます。

市村敏君。

〔副町長 市村 敏君 退場〕

○議長（浅沼克行君） それでは、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 同意第1号 長野原町副町長の選任同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

長野原町副町長の市村敏氏が、5月31日をもちまして任期満了となります。

市村氏は、■■■■年■月■日生まれの■歳で、平成26年6月1日に就任されて以来、1期4年にわたり副町長としてご活躍いただいております。

今回の任期満了に伴い、これまでの実績を踏まえ、引き続き副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了しましたので、同意第1号についてお諮りします。人事案件につき、質疑と討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。同意第1号は無記名投票により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（浅沼克行君） ただいまの出席議員は9名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、入澤信夫君、4番、浅井進君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浅沼克行君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（浅沼克行君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番から順次お願いいたします。

〔投票〕

○議長（浅沼克行君） 投票漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

3番、入澤信夫君、4番、浅井進君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（浅沼克行君） 報告いたします。

投票総数 9票

有効投票数 9票

無効投票数 0票

有効投票数のうち

賛成 9票

反対 0票

以上のおり賛成が多数です。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

〔副町長 市村 敏君 入場〕

○議長（浅沼克行君） 市村君に申し上げます。

ただいま議題となりました同意第1号は原案のとおり同意することとなりました。

ここで、再任となりました市村敏君にご挨拶をお願いいたします。

市村敏君。

〔副町長 市村 敏君 登壇〕

○副町長（市村 敏君） 議長のご指名をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

先ほど、副町長の選任につきましてご承認をいただきまして、大変光栄なことであり、身の引き締まる思いであります。心より御礼を申し上げます。

長野原町では、八ッ場ダムの完成が2年後に迫る中、人口の減少や少子高齢化など、さまざまな課題を抱えているわけですが、1期目の経験を生かしながら、萩原町長の補佐役として、本町発展のためにさらに努力をしていく所存でございますので、引き続き議員の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） ありがとうございます。

それでは、日程に戻ります。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第7、同意第2号 長野原町ダム担当副町長の選任同意についてを議題とします。

当事者が議場におりますので、退場を求めます。

佐藤修二郎君。

〔ダム担当副町長 佐藤修二郎君 退場〕

○議長（浅沼克行君） それでは、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 同意第2号 長野原町ダム担当副町長の選任同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

長野原町ダム担当副町長の佐藤修二郎氏が、5月31日をもちまして任期満了となります。

佐藤氏は、■■■■年■月■日生まれの■歳で、平成26年6月1日に就任されて以来、1期4年にわたりダム担当副町長としてご活躍いただいております。

今回の任期満了に伴い、これまでの実績を踏まえ、引き続きダム担当副町長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了しましたので、同意第2号についてお諮りします。人事案件について、質疑と討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。同意第2号は無記名投票により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。直ちに投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（浅沼克行君） ただいまの出席議員は9名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、入澤信夫君、4番、浅井進君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浅沼克行君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（浅沼克行君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番から順次お願いいたします。

〔投票〕

○議長（浅沼克行君） 投票漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

3番、入澤信夫君、4番、浅井進君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（浅沼克行君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 9票

有効投票数 9票

無効投票数 0票

有効投票数のうち

賛成 9票

反対 0票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

〔ダム担当副町長 佐藤修二郎君 入場〕

○議長（浅沼克行君） 佐藤君に申し上げます。

ただいま議題となりました同意第2号は原案のとおり同意とすることとなりました。

ここで、再任となりました佐藤修二郎君にご挨拶をお願いいたします。

佐藤修二郎君。

〔ダム担当副町長 佐藤修二郎君 登壇〕

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） ただいま議長のご指名をいただきましたので、再任に当たっての一言、御礼の言葉を申し上げたいと思います。

ダムの事業も残り2年を切ったということで、佳境に入っております。ダム本体完成はもとより、住民の生活再建の完了、あるいはその後の長野原町の持続的な発展のために、全力を尽くす覚悟でございます。

もとより力不足ではございますが、議員の皆様のご支援、ご協力をいただき4年の任期を全うしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（浅沼克行君） ありがとうございます。

それでは、日程に戻ります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第8、議案第1号 長野原町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第1号 長野原町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、本町に寄附されたふるさと応援寄附金を財源として実施する事業を、主に子育て支援策に充当するため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、議案第1号、長野原町ふるさと応援寄附条例の一部改正につきまして、ご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、町長説明のとおり対象事業を変更するための改正でございま

す。

2枚目裏面、2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条の対象事業では、福祉、教育、環境関係の3事業を、「未来を担う人づくり」の1事業に変更し、子育て支援策はもとより、さまざまな関連施策に充当できるように改めるものでございます。

また、第3条の用途指定は、事業を1つにしたことから不要となったため削除し、第4条以降は条ずれによる修正でございます。

なお、1ページ、表面に戻っていただきまして、一部改正条例、最下段の附則でございますが、平成30年6月1日からの施行としてございます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

6番、黒岩巧君。

○6番（黒岩 巧君） これ、給食費無料化に関連する改正ということなんですけれども、改正後の対象事業が「未来を担う人づくり事業とする」ということで、非常に表現としてはざっくりしている感じで、もう少し具体性があったほうがいいのかと思う部分もあるんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

また、ふるさと納税をする皆さんが、例えば、これをしたときに、給食費に充当されるということで、給食費がメインになってしまうような印象が持たれると、非常によくないと思うんです。その辺がありますので、その辺のお考えをうかがいます。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 確かに給食費メインということはずいと思います。先ほどもご説明しましたように、子育て支援策だけではなく、さまざまな関連施策に充当したいということで、なるべく具体的な文章にはしてございません。「未来を担う人づくり事業」ということでいきますと、福祉関係、また、教育関係、文化関係、はたまた、人口減少、戻ってくる方に対する環境整備等にも充当できるということで、余り具体的な事業には固定させないほうが、いろいろと寄附された金額も使いやすくなるということで、町としましては、この1事業、さまざまな事業に使えるということで設定させていただきました。よろしくお願いいいたします。

○議長（浅沼克行君） 6番、黒岩巧君。

○6番（黒岩 巧君） ありがとうございます。

非常に運用に気をつけて、しっかりとした運用をしていただいて、ぜひ子供たちの子育て支援、大変今、子育て世代の親たちにとっては重要なところでもありますけれども、給食費ということに限らず、広い範囲をできるという、うまい運用法を考えていただいて、ぜひいい方向に使っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） こちらの実施事業につきましては、2月の臨時会の際に、平成30年度の施策事業を説明しますが、その中で結果を皆様に報告させていただきますので、その中でもご審議いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（浅沼克行君） ほかに。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 先ほどの全協の中で、無償化、保育料の見直し等の資料が出ているわけなんですけど、これらを実施して、現段階で応援基金がどのくらいあって、この無償化とかを実施したほかに、どのくらいの余力があって、ほかの事業もあわせてできるのかを、ちょっと簡単に説明をしてもらいたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 基金の残でございますが、平成29年度末の残額が8,377万円ほどございます。

平成30年度の当初予算で、ジオパークや在宅福祉事業、そちらのほうに1,760万円ほど使用することになってございます。それと、今回、給食費の無償化につきまして、2,320万円ほどになってございまして、取り崩し額が今年度、現在のところ4,088万円ほどございます。それでいきますと残額が4,288万円、残がございまして、余力とすればその額ということになってございます。

ただし、平成30年度、大分、ふるさと納税の納付についても見直しを行いまして、現在のところ4,600万円ほど、4月だけで納付がございまして。ただ、4割から5割還元という形にしておりますので、納付額はその半額程度にはなりますが、増加傾向にございまして、現在のところは、数年は維持できるなという感じでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅沼克行君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りします。議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第9、議案第2号 長野原町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第2号 長野原町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

介護保険の保険料率は、介護保険法に基づき、3年ごとに見直しが行われることになっております。今回の改正は、平成30年度から32年度までの3年間適用される保険料率の改定を行うため、本条例を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） 議案第2号 長野原町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

今回の条例改正は、先ほど町長より申し上げたとおり、介護保険料の改定を行うものでございます。介護保険の保険料率は、介護保険法に基づきまして、3年ごとに見直しが行われ

ることになっており、今回改正するのは、平成30年から32年までの3年間に適用される保険料率でございます。

3枚目をごらんいただきまして、新旧対照表によりご説明させていただきます。

第2章になりますが、保険料の第2条、保険料率でございます。

まず、適用される年度ですが、表の左側、現行の「平成27年度から平成29年度まで」を、右側の「平成30年度から平成32年度まで」と改めるものでございます。

続きまして、保険料の算定についてですが、全員協議会でも報告事項（4）でご説明させていただきましたが、第7期介護保険事業計画における保険料基準額を月額5,200円に設定し、また、所得に応じまして基準額の第5段階を中心に低所得者に配慮し、9段階に設定するものでございます。

まず、第1段階であります介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者とは、先ほどの報告事項（4）をあわせて見ていただくとわかりやすいんですが、この「1号に掲げる者」とは、生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税かつ本人の年金収入が80万円以下の方で、年額3万1,200円に。第2段階であります同項「第2号に掲げる者」とは、世帯全員が町民税非課税かつ本人の年金収入が80万円超120万円以下の方で、年額4万6,800円に。第3段階であります同項「第3号に掲げる者」とは、世帯全員が町民税非課税かつ本人の年金収入が120万円超の方で、年額4万6,800円に。第4段階であります同項「第4号に掲げる者」とは、本人が町民税非課税で世帯内に課税者がいまして、かつ本人年金収入が80万円以下の方で、年額5万6,100円に。第5段階ですが、同項「第5号に掲げる者」とは、本人が町民税非課税なお世帯内に課税者がおりまして、かつ本人の年金収入等80万円超の方で、年額6万2,400円に。第6段階であります同項「第6号に掲げる者」とは、町民税が課税かつ合計所得金額120万円未満の方で、年額7万4,800円に。第7段階であります同項「第7号に掲げる者」とは、町民税が課税かつ合計所得金額120万円以上200万円未満の方で、年額8万1,100円に。第8段階であります同項「第8号に掲げる者」とは、町民税課税かつ合計所得金額200万円以上300万円未満の方で、年額9万3,600円に。最後に、第9段階の同項「第9号に掲げる者」とは、町民税課税かつ合計所得金額300万円以上の方で、年額10万6,000円に、それぞれ改めるものでございます。

また、同条第2項では、第1項第1号の該当者について、「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改めまして、2万3,200円を2万8,000円に減額する措置の規定を定めるものでございます。

すみません、失礼しました。同条第2項では、第1項第1号の該当者について、「平成27年度から29年度」を「平成30年度から32年度」に改めまして、その次なんですけれども、3万1,200円を2万8,000円に軽減する措置の規定を定めるものでございます。

これらの金額がどのように算出されるかでございますけれども、大まかに申し上げますと、平成30年度から平成32年度の3カ年間に予想される介護保険サービスの総額をまず推計いたします。居宅介護サービスですとか、地域密着型のサービス、または施設介護サービスほか、全ての介護サービスの総額を推計いたします。それで、その金額を被保険者数で割ることにより、1人当たりの被保険者が負担すべき金額、それが算出されてくると、このように計算する中で今回お示ししたような保険料が算出されたわけでございます。

附則につきましては、前ページに戻っていただきたいと思えます。

第1条で、施行期日を、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用すると定め、第2条では、適用区分を、改正後の長野原町介護保険条例の規定は平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとするということでございます。

以上ですが、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 課長、今の説明のあれが違っているのではないか。

現行の第2条の2項の2万3,200円とあるんだけど、それが2万8,000円になるということではないのか、そう言っていなかったよね。

○町民生活課長（野口純一君） 議長、よろしいですか。

○議長（浅沼克行君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） すみません。失礼しました。間違えました。左と右、前回の報告事項（4）を見ていただきますと、前回では2万3,200円を今回2万8,000円にということでございます。申しわけありません。

すみません。もう一度よろしいですか。

新旧対照表で見ていただきまして、改正後をまず見ていただきますと、第2条の（1）なんですけれども、3万1,200円とあるのを、同条2項で2万8,000円にするということでございます。さらに減額……

〔発言する者あり〕

……〔録音漏れ〕……

○議長（浅沼克行君） 説明が終了しましたので、質疑を行います。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第2号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第10、議案第3号 平成30年度長野原町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

初めに、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第3号 平成30年度長野原町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ139億289万5,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきましては、民生費で350万円の追加でございます。

これに対する歳入ですが、使用料及び手数料で312万9,000円の減額、繰入金で2,672万7,000円の追加、諸収入で2,009万8,000円の減額でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

初めに、総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 議案第3号 平成30年度長野原町一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ350万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ139億289万5,000円とするものでございます。

1枚返していただき、1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。13款使用料及び手数料では、1項使用料で312万9,000円の減額、18款繰入金では、1項基金繰入金で2,672万7,000円の追加、20款諸収入では、5項雑入で2,009万8,000円の減額、合計で350万円の追加でございます。

次に、歳出でございます。3款民生費では、1項社会福祉費で350万円の追加、合計で350万円の追加でございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思っております。

事項別明細書2、歳入でございます。13款使用料及び手数料では、1項使用料、4目教育使用料で幼稚園保育料312万9,000円の減額、18款繰入金では、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で350万円の追加、また、6目ふるさと応援基金繰入金で2,322万7,000円の追加、20款諸収入では、5項雑入、3目給食費納付金で2,009万8,000円の減額でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（浅沼克行君） 次に、町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） では、5ページの歳出ですが、3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費でございますが、補正額350万円の追加でございます。内訳ですが、19節の負担金補助及び交付金で社会福祉協議会補助金でございます。これは、町の社会福祉協議会改革のための専門委員会の立ち上げにおけるコンサル費用でございます。

詳細ですが、厚生労働省が打ち出した地域共生社会の実現に向けまして、さまざまな検討や制度変更が行われているほか、市町村及び市町村社会福祉協議会にも多くの対応が求められているところでございます。そんな中、町長の新年度施政方針にある社会福祉協議会改革については喫緊の課題でございまして、特に地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う組織として見直しを図るべく、改革に取り組むための専門委員会を立ち上げ、協議会のあり方及び町及び地域の連携強化に向けまして、組織の充実、向上を図るための費用でございます。

以上ですが、よろしくお願申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 内容説明が終了しましたので、質疑を行います。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 歳出の350万円、コンサルの費用ということで予定されているんですが、コンサルはどういうところに委嘱をするのか、どういう会社なり企業なり、そういうものをやるのか、その辺のところを説明してください。

○議長（浅沼克行君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口純一君） コンサルの会社でございます。これにつきましては、町からは社会福祉協議会へ補助金という形で支出いたします。その補助金が行った先の社会福祉協議会で、三者を入れるのかどうかというところでございます。そういった状況でございます。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 要は、コンサルも重要なんですが、かかわる人たちの意識改革ということで、そこが主体的にかかわらないと効果は上がらない、コンサルに金を払うだけで終わってしまうということになってしまうので、そこも含めてコンサルをどう選ぶかとか、何を求めているのかというところがはっきりしないと、まずいのではないかと思うのですが。

○議長（浅沼克行君） 市村副町長。

○副町長（市村 敏君） それでは、牧山議員のご質問にお答えいたします。

この社会福祉協議会の改革につきましては、町長の公約にもありますし、また、施政方針の中でもうたわれている項目でございます。

今まで町といたしまして、病院改革、それから、からまつ荘、にしあがつま福祉会の改革等を行っておりまして、これらは全てワークショップを中心に、関係の皆様、委員になった皆様の意見を出していただいて、課題を整理し、そして解決策を生み出していくという手法を用いてきております。

このやり方を社会福祉協議会でも行っていこうと考えておりまして、そういうワークショップ等が得意なコンサル等もございますので、社会福祉協議会とも相談をしながら業者を決定していく、当然見積入札等となると思うんですけれども、決めていく予定でございますし、同時に、やはりどなたに委員になっていただくのかということも今、真剣に町と社会福祉協議会の事務局と協議しているところでございます。

今回、単純に町から社会福祉協議会に補助金を出すということで、もうあとはお任せしようということではなく、町も責任を持って一緒に改革に取り組んでいこうという決意でございますので、その辺も含めて、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 町長の公約の大きな一つにかかわることですので、ぜひ順調にこれが進むようにやっていただきたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 先ほど副町長が申し上げたように、西吾妻福祉病院、そして、にしあがつま福祉会において、同じような手法で取り組ませていただきまして、ある一定の成果が出ているというように私は自己評価しております。

ただ、改革というのは、そのワークショップ等々、会が終わったら完成ということではなくて、改革し続けなくては意味がないというふう感じております。その中で、委員メンバーの皆様方の意識の中に、我々を変えていくんだという意識が芽生えたということは非常に大きな成果であったというふうに思います。

それを引き出すため、今回の社会福祉協議会で働いている方々、そして構成している人と、その意識が芽生えていただくことが大きな目的であって、意識を変えていくことが目標でありますので、それを一生懸命考えていただく構成員の選定も、非常に重要なポイントとなってくると思いますので、誠心誠意、できれば私がリーダーシップをとって進めさせていただきたいと思っていますので、どうぞご協力を賜りますことをお願い申し上げたいと思います。

○議長（浅沼克行君） 2番、富澤重男君。

○2番（富澤重男君） 4ページの歳入で13款の4目、312万9,000円の減額補正とあります。適用は幼稚園の保育料ということなんですけれども、この理由を教えてください。

○議長（浅沼克行君） 教育課長。

○教育課長（佐藤 忍君） ご質問にお答えさせていただきます。

大変申しわけありません。先ほどの全員協議会の資料をお出しいただいて見ていただきたいと思いますと思うんですが、そちらの報告事項（6）、一番最後の紙になりますが、こちらをごらんください。

こちらの2つ目の丸、保育料の見直しということで、こども園保育所籍の保育料の見直しを行った表になっておりますが、その一番下に月額計ということで、31万2,900円となっております。こちらが月額になりますので、6月から見直しを行う予定でございますので、今年度につきましては10カ月分ということで、月額31万2,900円掛ける10カ月ということで312万9,000円というような形になっております。よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） いいですか。

ほかには。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りします。議案第3号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第11、議案第4号 工事委託契約の締結について（町道遠西荻の平線長栄橋架替工事）を議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 萩原睦男君 登壇]

○町長（萩原睦男君） 議案第4号 町道遠西荻の平線長栄橋架替工事に係る工事委託契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町が管理する長栄橋は、国土交通省が吾妻川の護岸改修工事にあわせて、橋梁かけかえ工事を実施しておりますが、本契約は町が負担する現道拡幅分を国土交通省へ委託するものでございます。

契約目的は、町道遠西荻の平線長栄橋架替工事。

契約金額は、8,040万円。

契約の相手方は、国土交通省関東地方整備局長、泊宏でございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了しましたので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結いたします。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りします。議案第4号は、無記名投票により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（浅沼克行君） ただいまの出席議員は9名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、入澤信夫君、4番、浅井進君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浅沼克行君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（浅沼克行君） 異状なしと認めます。

それでは、1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（浅沼克行君） 投票漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

3番、入澤信夫君、4番、浅井進君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（浅沼克行君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛 成 9票

反 対 0票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅沼克行君） 日程第12、議案第5号 業務委託契約の締結について（町営横壁土地改良事業に伴う埋蔵文化財発掘調査）を議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第5号 町営横壁土地改良事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための業務委託契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

八ッ場ダム関連事業で整備が予定されております町営横壁土地改良事業に先立ち、埋蔵文化財発掘調査を実施するものでございます。

契約の目的は、町営横壁土地改良事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託。

契約金額は、1億4,148万円。

契約の相手方は、株式会社歴史の杜、代表取締役、唐沢健二でございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（佐藤 忍君） 議案第5号 町営横壁土地改良事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託契約の締結につきまして、内容の説明をさせていただきます。

この町営横壁土地改良事業につきましては、ダム関連事業といたしまして、昨年度より工事を実施しているところですが、今年度分の工事に先立ち、昨年度に引き続き埋蔵文化財の包蔵地を中心としまして発掘調査を実施するものでございます。

皆様のお手元にあるA3版の資料をごらんください。

こちらの資料の赤色囲み部分が町営横壁土地改良事業区域界で、赤と重なっておりますが、青色網かけ部分が昨年度分の埋蔵文化財発掘調査範囲となっております。今年度分の調査区域はオレンジ色網かけ部分で、5遺跡、計3万5,000平方メートルでございます。

想定遺構は、縄文時代、弥生時代、平安時代住居等でございます。

なお、5月1日に入札を行いまして、契約金額は1億4,148万円で、契約の相手方は株式会社歴史の杜でございます。契約期間は平成31年3月26日を予定しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（浅沼克行君） 説明が終了したので、質疑を行います。

8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） 大変初歩的な質問で申しわけないんですけども、結構こういう大きな金額になるわけなんですけど、この財源というのはどういうふうになっているのか、そのところの説明をお願いします。

○議長（浅沼克行君） ダム課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 牧山議員の質問に答えたいと思います。

埋蔵文化財の財源なんですけれども、水特事業のほうで埋蔵文化財の費用を見込んでございます。

以上でございます。

○議長（浅沼克行君） 8番、牧山明君。

○8番（牧山 明君） この場合はダムに係るもので、水特ということなんですが、それ以外の事業で調査をしなくてはならなくなったときとかはどういうことになるのか、そのところもちょっと説明をお願いできればと思います。

○議長（浅沼克行君） ダム副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） 先ほど、課長の言ったとおり、この土地改良事業というのは、水特事業の中にメニューとしてある事業でございますので、当然それに伴う発掘も全て100%、下流都県がお金を出すわけでございますが、これはダムの関連事業でなくて、ダムの事業ではなくて、なおかつ水特の事業でなくて、また、基金事業でもないとする、これはやはり通常のこのダム地域以外と同じように町が負担していくものだというふうに考えてはおりますが、この地域には多分、今のところはないと思います。

○議長（浅沼克行君） 8番、よろしいですか。

ほかには。

[発言する者なし]

○議長（浅沼克行君） 質疑を終結いたします。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りします。議案第5号は、無記名投票により採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認め、直ちに投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（浅沼克行君） ただいまの出席議員は9名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、入澤信夫君、4番、浅井進君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（浅沼克行君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（浅沼克行君） 異状なしと認めます。

それでは、1番から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（浅沼克行君） 投票漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（浅沼克行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

3番、入澤信夫君、4番、浅井進君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（浅沼克行君） それでは、開票の結果を報告いたします。

投票総数 9票

有効投票 9票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 9票

反対 0票

以上のとおり賛成が多数でございます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎閉会の宣告

○議長（浅沼克行君） 以上をもちまして、平成30年5月第2回長野原町議会臨時会における日程の全てを終了いたしました。

臨時会を閉会とします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 零時10分